

一般社団法人岩手県テニス協会講師等謝金規程

(趣旨)

第1条 この規程は、一般社団法人岩手県テニス協会（以下「本協会」という。）が依頼する講師等に支払う謝金に関し必要な事項を定めるものとする。

(支払対象者)

第2条 謝金の支払対象者は、本協会の常勤職員以外の者とし、原則として本人に直接支払うものとする。

(謝金の種類)

第3条 謝金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 講習会、研修会等の講師
- (2) 検定会の検定員
- (3) 講習会、テニス教室等のコーチ
- (4) その他

(謝金の額)

第4条 謝金の額は、別表の謝金支給単価基準表に定める額を基準とする。なお、事業等を実施する上で特別な事情がある場合には、予算の範囲内で金額を調整することができる。

2 同一事業で複数の役職・職務を兼ねた場合はいずれか高い方の基準額を適用し、重複支給はしないものとする。

(領収書の收受)

第5条 謝金を支払った場合には、本協会は謝金の支払先から所定の領収書を收受しなければならない。

(所得税の源泉徴収及び納税)

第6条 謝金の支払いに際して、本協会は法令の定めるところにより、所得税の源泉徴収及び納税を行うものとする。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成31年4月28日から施行する。

別表 謝金支給単価基準表

種類	適用	資格	謝金基準
講師	講習会・ 検定会・ 研修会等 の座学及 び実技講 師	(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者コーチ4、上級教師 大学学長・教授、医師、日本協会役員級派遣講師等	7,000 円/時間
		(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者コーチ3、教師 大学助教授等	6,000 円/時間
		(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者コーチ2 大学講師等	5,000 円/時間
		(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者コーチ1 大学助手等	4,000 円/時間
		(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者スタートコーチ	3,000 円/時間
		その他(無資格)	2,000 円/時間
検定員	検定会等 の検定員	日本協会役員級派遣検定員等	3,000 円/時間
		(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者	2,000 円/時間

種類	適用	資格	謝金基準	
			2時間以内	2時間超
コーチ	講習会、 教室、ス クール等 のコーチ	(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者コーチ4、上級教師	4,000 円/時間	1,000 円/時間
		(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者コーチ3、教師	3,500 円/時間	850 円/時間
		(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者コーチ2	3,000 円/時間	750 円/時間
		(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者コーチ1	2,500 円/時間	600 円/時間
		(公財)日本スポーツ協会公認スポーツ指導者スタートコーチ	2,000 円/時間	500 円/時間
		その他(無資格)	1,000 円/時間	250 円/時間

※相手側又は主催者に特別の事情がある場合は、この限りではない。